

船舶事故調査報告書

令和4年10月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 令和4年6月20日 09時25分ごろ |
| 発生場所 | 岡山県倉敷市松島北東方沖 久須見鼻灯標から真方位100° 250m付近 （概位 北緯34° 25.7′ 東経133° 49.4′） |
| 事故の概要 | 漁船富丸は、北北東進中、また、プレジャーボート久丸は、漂泊中、両船が衝突した。 富丸は、左舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、久丸は、右舷船尾部ブルワークの亀裂等を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年6月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A 漁船 富丸、1.67トン OY3-15608（漁船登録番号）、個人所有 7.12m(Lr)×1.79m×0.60m、FRP ディーゼル機関、69.90kW、昭和51年7月9日 第271-7738号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 久丸、5トン未満（長さ3.24m） 271-28261岡山、個人所有 3.24m(Lr)×1.40m×0.55m、FRP ガソリン機関（船外機）、7.20kW、昭和62年10月 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 79歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年8月1日 免許証交付日 令和元年9月17日 （令和7年7月31日まで有効） B 船長B 83歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年4月11日 免許証交付日 令和元年5月24日 （令和7年4月10日まで有効） |
| 死傷者等 | なし |

| | |
|---------------|--|
| <p>損傷</p> | <p>A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部ブルワークに亀裂、右舷船首部の手摺りに曲損</p> |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p> |
| <p>事故の経過</p> | <p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、一本釣り漁を行う目的で、松島東方沖の漁場に向け、令和4年6月20日05時15分ごろ倉敷市児島にある定係地を出発した。</p> <p>船長Aは、05時25分ごろ漁場に到着した後、船首を北東方に向けて漂泊しながら一本釣り漁を行った。</p> <p>船長Aは、漁を終えて定係地に戻ることとし、漁具を片付けた後、久須見鼻東方沖を目視で確認したところ、他船が見当たらなかったため、帰航する方向に他船がいないと思い、09時23分ごろA船の中央部後方のやや右舷側の操縦位置に座って帰航を開始した。</p> <p>船長Aは、A船が約10～12ノットの対地速力で船首が浮上して死角が生じた状態で松島北東方沖を北北東進中、09時25分ごろ、何かに衝突したような衝撃を受け、A船の船首が右に転向し、A船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Aは、機関を後進にかけてB船に近づき、船長Bの負傷の有無を確認した後、B船の船首部のロープをA船に取り、倉敷市大畠漁港にB船をえい航した後、118番に通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りをを行う目的で、久須見鼻東方沖の釣り場に向け、08時00分ごろ大畠漁港を出発した。</p> <p>B船は、釣り場に到着した後、08時30分ごろ船首を北東方に向けて漂泊をしながら右舷船尾部に腰を掛けて右舷方を向いて釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、B船が潮流で南東方に流されたら北西方に移動することを繰り返しながら釣りをしていたところ、南南西方からB船の方に向けて北北東進するA船を認めた。</p> <p>船長Bは、航行する他船が何隻も通過し、B船を避けてくれたので、A船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けていたところ、A船がB船に約15mまで接近していることに気付き、危険を感じて大声を上げて注意喚起をしたものの、左舷船尾部に移動した後、B船とA船とが衝突するのを認めた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船の損傷状況、写真3 B船の損傷状況 参照)</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長Aは、帰航する際、久須見鼻東方沖を目視で確認したとき、干潮で同鼻付近の岩礁がふだんより海面上に露出していて、B船がその岩礁に紛れて見えなかったため、B船を見落としたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>A船は、正船首方約16°の範囲に船首浮上の死角が生じていた。</p> |

船長Aは、本事故当時、A船の船首浮上により生じた船首部の死角にB船が入っていたと本事故後に思った。(図1参照)

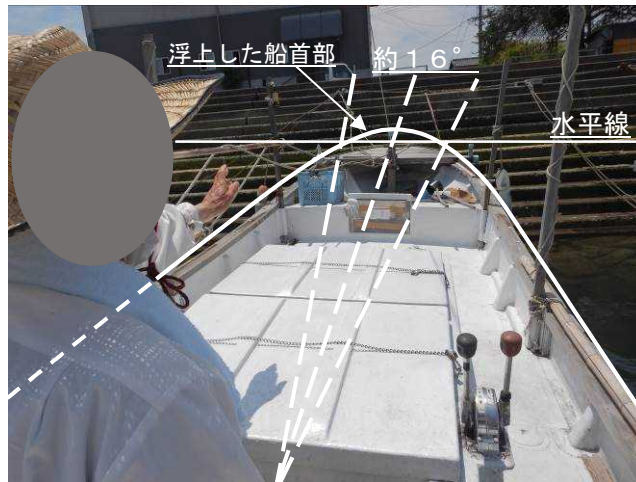


図1 A船の操縦位置からの見通し状況

船長Aは、ふだんは航行中に時々立って進路上に他船がいるかどうかを見ていたものの、本事故当時、帰航を開始する前に久須見鼻東方沖を目視で確認したとき、帰航する方向に他船がないと思ったので、帰航を開始した後、立って進路上に他船がいるかどうかを見ていなかった。

B船は、有効な音響による信号を行うことができる簡易エアホーン等を備えていなかった。

分析

乗組員等の関与

A あり、B あり

船体・機関等の関与

A あり、B なし

気象・海象等の関与

A なし、B なし

判明した事項の解析

A船は、船首浮上により船首部に死角が生じた状態で松島北東方沖を北北東進中、船長Aが、帰航する方向に他船がないと思い、同じ針路で航行を続けたことから、同死角に漂泊中のB船がいることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。

船長Aは、帰航に当たり、航行を開始する前、久須見鼻東方沖を目視で確認したとき、干潮で同鼻付近の岩礁がふだんより海面上に露出していて、B船がその岩礁に紛れて見えなかったことから、帰航する方向に他船がないと思ったものと考えられる。

B船は、松島北東方沖で船首を北東方に向けて漂泊中、船長Bが、B船に向けて北北東進するA船を認めた際、A船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けたことから、回避するのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。

船長Bは、航行する他船が何隻も通過し、B船を避けてくれたことから、A船が漂泊中のB船を避けてくれると思ったものと考えられる。

| | |
|---------------------|--|
| <p>原因</p> | <p>本事故は、松島北東方沖において、A船が、船首浮上により船首部に死角が生じた状態で北北東進中、B船が漂流中、船長Aが、帰航する方向に他船がないと思い、同じ針路で航行を続け、また、船長Bが、A船が漂流中のB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の船長は、航行中、他船が陸岸付近の岩礁に紛れて同船を見落とす場合があるので、適宜、操縦位置から立ち上がって船首方の死角を補う見張りを適切に行うこと。 ・ 小型船舶の船長は、漂流中、接近する他船を認めた場合、自船に気付いていない場合があるので、他船が漂流船を避航してくれると思わず、直ちに回避できるように機関を中立運転とし、早めに衝突を避ける動作をとること。 ・ 小型船舶の船長は、有効な音響による信号を行うことができる携帯式の簡易エアホーン等を備えておくこと。 |

付図1 事故発生経過概略図

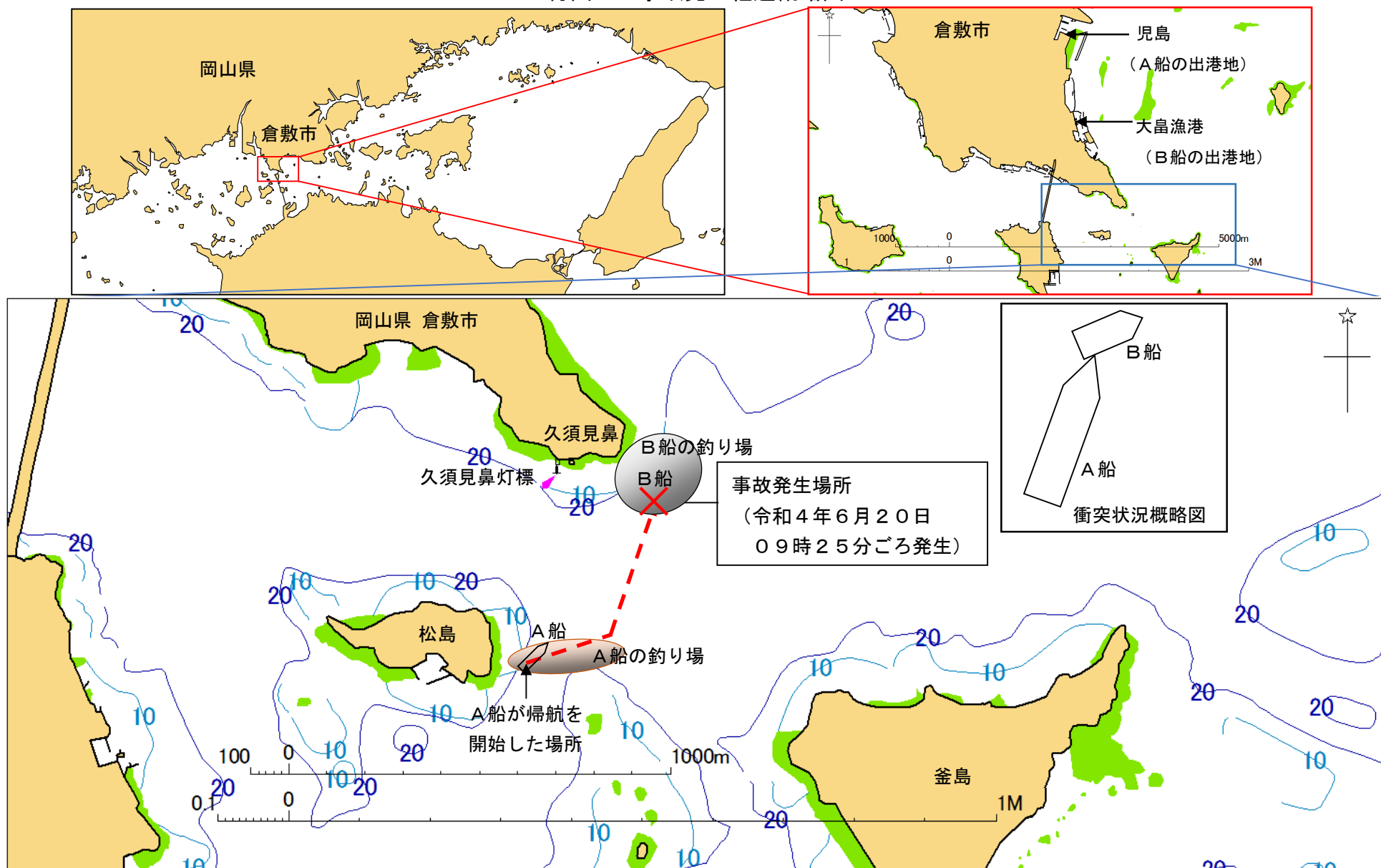


写真1 A船



写真2 A船の損傷状況



写真3 B船の損傷状況

